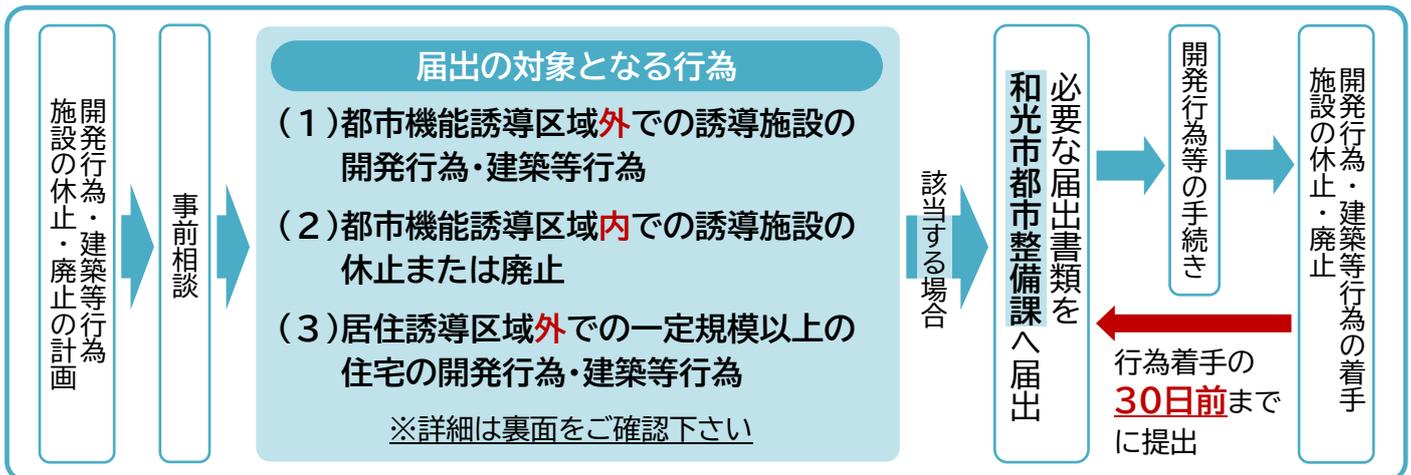


# 和光市立地適正化計画の届出制度について

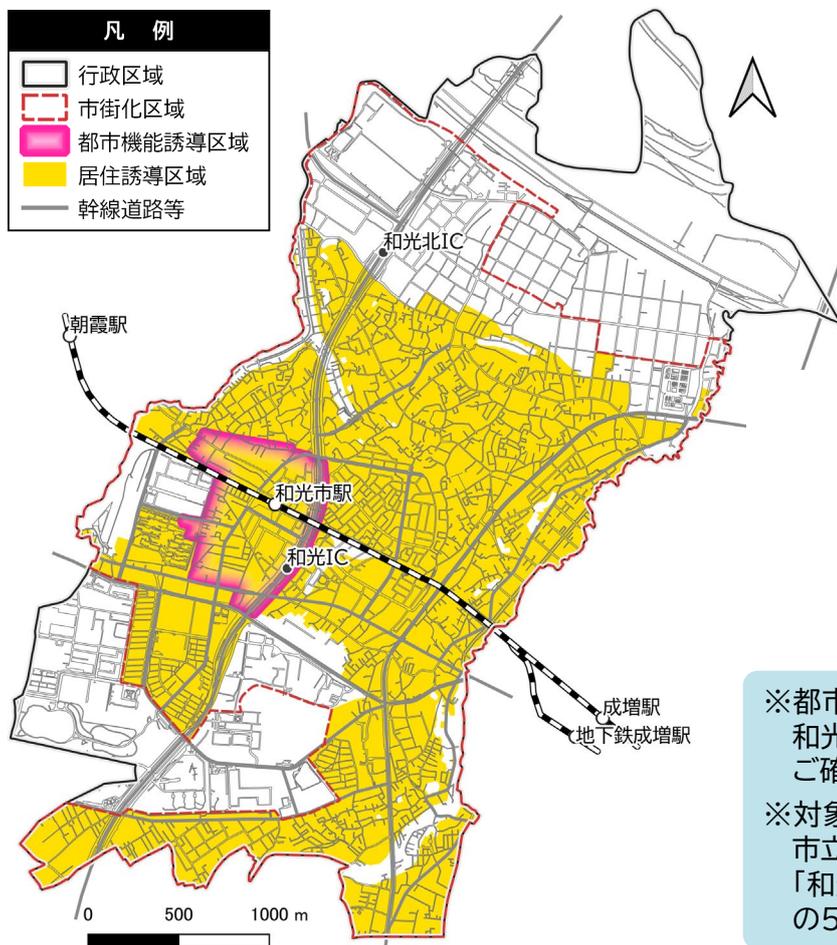
令和6(2024)年4月1日から  
都市再生特別措置法に基づく届出制度が始まりました！

和光市では、和光市都市計画マスタープランなどに基づくコンパクトで利便性の高い都市づくりに向けた取組を更に具体化し進展させるため、令和6(2024)年4月1日に和光市立地適正化計画を策定・公表しました。

立地適正化計画の策定・公表後は、都市再生特別措置法の規定により、都市機能誘導区域外での誘導施設の建築や区域内での誘導施設の休止または廃止、居住誘導区域外での一定規模以上の開発行為などを行う場合は、**行為着手の30日前までに市への届出が必要**となります。



## 対象となる区域（都市機能誘導区域・居住誘導区域）



## 対象となる施設（誘導施設）

機能	誘導施設
商業	複合商業施設
金融	銀行・信用金庫
子育て	幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育事業所など
	一時預かり・病児病後児保育施設
教育	小学校
文化	図書館
	公民館・コミュニティセンター・地域センター
	活動交流スペース

※都市機能誘導区域、居住誘導区域の詳細は、和光市都市整備課窓口や市のホームページをご確認ください。

※対象となる施設（誘導施設）の定義は、「和光市立地適正化計画」の63～64ページ、または「和光市立地適正化計画・届出制度の手引き」の5ページをご確認ください。

## 届出の対象となる行為

### (1) 都市機能誘導区域外での誘導施設の開発行為・建築等行為

開発行為	誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行う場合
建築等行為	①誘導施設を有する建築物を新築する場合 ②建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

### (2) 都市機能誘導区域内での誘導施設の休止または廃止

休止または 廃止	都市機能誘導区域内の誘導施設を休止または廃止する場合 ※休止：施設の再開の意思がある場合 ※廃止：施設の再開の意思がない場合
-------------	--

### (3) 居住誘導区域外での一定規模以上の住宅の開発行為・建築等行為

開発行為	<p>①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為を行う場合 (例) <b>届出必要</b> 3戸の開発行為  </p> <p>②1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為において1,000m<sup>2</sup>以上の規模のものを行う場合 (例) <b>届出必要</b> 1,300m<sup>2</sup>で1戸の開発行為  <b>届出不要</b> 800m<sup>2</sup>で2戸の開発行為 </p>
建築等行為	<p>①3戸以上の住宅を新築する場合 ②建築物を改築、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅等とする場合 (例) <b>届出必要</b> 3戸の建築行為   <b>届出不要</b> 1戸の建築行為 </p>

### 〈提出書類〉：2部提出

#### 【開発行為の場合】

- 届出書 ※上記(1)は「様式第18」、(3)は「様式第10」
- 添付書類
  - ① 位置図
  - ② 設計図 (縮尺 1/100以上)
  - ③ 土地利用計画図 (縮尺 1/100以上)
  - ④ 誘導施設であること(建築物の用途)、住戸の戸数が判断できる資料
  - ⑤ その他参考資料 (公図、求積図など)

#### 【建築等行為の場合】

- 届出書 ※上記(1)は「様式第19」、(3)は「様式第11」
- 添付書類
  - ① 位置図
  - ② 付近見取図 (縮尺 1/2,500以上)
  - ③ 配置図 (縮尺 1/100以上)
  - ④ 立面図 (縮尺 1/50以上)
  - ⑤ 各階平面図 (縮尺 1/50以上)
  - ⑥ その他参考資料 (公図、求積図など)

#### 【誘導施設の休止または廃止の場合】

- 届出書 ※「様式第21」
- 添付書類
  - ① 位置図
  - ② 付近見取図 (縮尺 1/2,500以上)
  - ③ 配置図 (縮尺 1/100以上)
  - ④ その他参考資料 (公図、求積図など)

※届出をしない、または虚偽の届出をして、開発行為や建築等行為を行った場合、都市再生特別措置法第130条の規定に基づき30万円以下の罰金に処せられることがあります。

問い合わせ先

和光市 都市整備部 都市整備課

〒351-0192 和光市広沢 1-5

TEL : 048-424-9145(直通) FAX : 048-464-5577

E-mail : e0100@city.wako.lg.jp